

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 令和4年12月26日（月）午前10時00分～午後0時49分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、奥委員、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、高橋委員、堤委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染 騒音・振動共通、騒音・振動、土壌汚染、地盤 水循環共通、生物・生態系、日影、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び温室効果ガスの項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮 問

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称 等	受 理 年 月 日
1 そ の 他 (条例第 90 条に基づく報告等)	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案	令和 4 年 11 月 30 日

令和4年度「東京都環境影響評価審査会」第10回総会
速 記 録

令和4年12月26日（月）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 14 名の出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 10 回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお祈りいたします。

○柳会長 はい、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会議での傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴の方、入場いたしました。

○柳会長 ただいまから、令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」第 10 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件、諮問 1 件、受理報告 1 件を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「GLP 昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、宮越第二部会長、よろしくお祈りいたします。

○宮越第二部会長 それでは、資料 1 を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から朗読させていただきます。資料 1 を御確認ください。

令和 4 年 12 月 26 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「G L P昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙でございます。

第1 審議経過

本審議会では、令和4年10月5日に「G L P昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はその後、御説明いたします。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。

調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載すること。

【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響によ

り隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

続きまして、付表をお願いいたします。

以上になります。

○宮越第二部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和4年10月5日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、昭島市つつじが丘一丁目に位置する約58.8haの既存のゴルフ場、ゴルフ練習場及び宿泊施設等の跡地において、駐車場の設置と工場を含んだ物流施設及び、データセンターを主要用途とする建築物を建設するための土地の造成を行うもので、対象事業の種類は、「建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成」、「自動車駐車場の設置」及び「工場の設置」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、本計画では、自動車交通量の増加により、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念されます。さらに計画地内には、福祉施設の近傍に新たな道路を建設する計画になっています。

また、市長意見及び都民意見においても調査地点の追加が求められており、車両の主要動

線に加えて、教育施設や福祉施設、病院など特に環境への影響に配慮が必要な施設の周辺などについて、答申案文に記載した地点の近傍を含め、調査地点の追加を求めることといたしました。

次に【騒音・振動】の意見ですが、本計画の建築物にデータセンターがありますが、データセンターは一般的にサーバー等の冷却設備が不可欠であり、物流施設とは排気設備が異なる上、冷却方式によっても発生騒音が異なると考えられます。

また、データセンターは福祉施設に最も近い建築物で、排気等で発生する低周波音を含めた発生騒音の影響が懸念されます。このため、現時点で低周波音を発生させない明確な設備計画案がないのであれば、低周波音を予測・評価項目として選定することを求めることといたしました。

次に【土壌汚染】の意見ですが、調査計画書では、土壌汚染を評価項目とした理由として、小規模な給油施設の存在が記載されていますが、市民の意見や市長の意見にもあったように、計画地は過去に大規模な工場の敷地の一部であり、その大半は緑地であったものの、土壌汚染のおそれは否定できません。

このため給油施設だけではなく、過去に工場跡地であったことも踏まえて、有害物質の使用の履歴など、状況調査を十分に行うことが重要と考えられます。また、この地域では、飲用を含めた地下水の利活用が重要となっていますので、周辺を含めた地下水のモニタリングデータなどがあれば、それらも参照して、地下水の汚染の有無などについて事前に把握し、適切な調査を行うよう求めることとしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、都民の意見や市長の意見でも重要性が指摘されていますが、計画地周辺地域には、水道水源の井戸をはじめ、深井戸や浅井戸が多く存在し、南側の多摩川に向けた段丘沿いには、東京の名湧水にも選定されている湧水も存在するなど、地下水が環境にとって重要な役割を果たしています。

本計画では工事の施行により、特に湧水に影響する浅層地下水に影響を及ぼす可能性があります。また、現況では、敷地内の雨水の大部分が地下に浸透していますが、本計画では大部分が舗装などに覆われることから、地下水涵養能への影響が懸念されます。

さらに、施設の供用後には、地下水の利用が計画されていますが、地下浸透が見込まれるゴルフ場への散水と、計画されている冷却水の用途では、既存の井戸における揚水量が現況と同程度であっても、揚水した水の行先が異なるため、本地域の水収支の観点からは、地下水の流況に影響を与えないとする事業者の説明は不十分であると考えます。

そのため、調査結果等をもとに、地質や地質構造、地下水などに関する状況を詳細に把握し、施工方法や地下構造物等を明らかにした上で、工事の施行後に加えて、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、環境保全措置の検討を求めることといたしました。

次に【生物・生態系】の意見ですが、現在の計画地は、大部分を芝生や植栽樹木が占めています。玉川上水や代官山緑地を含めた非常に大きな緑のネットワークの中の一角を成しています。

本計画では計画地現況の植生の大部分を改変し、施設を建設する予定であるため、計画地の改変による直接的な生息・生育地の消失だけではなく、工事や施設稼働により、隣接する玉川上水とその緑道、及び計画地に取り囲まれるような形で中央部に位置する代官山緑地への影響も懸念されます。

加えて、改変により玉川上水と代官山緑地との生態系が分断される可能性があるため、エコロジカル・ネットワークにも配慮する必要があります。

本調査計画書作成時点では、計画建築物などの配置、規模、施工方法の詳細は不明ですので、環境影響評価書案においては、それらの諸元や配置などをできる限り明らかにした上で、調査結果をもとに予測・評価を行い、希少動物などの保全やエコロジカル・ネットワークの形成など、幅広く環境保全措置を検討するよう求めることといたしました。

次に【日影】の意見ですが、計画地周辺には福祉施設や教育施設、玉川上水など、特に配慮すべき施設等が存在し、人への影響だけでなく、玉川上水の並木など植物への影響を含めて、計画建築物による影響が懸念されますが、調査地点は計画地北側の2地点のみであり、代官山緑地近くの福祉施設等への予測・評価は想定されていない計画となっています。

また、計画書の中では、物流施設及びデータセンターなど主要用途の最高高さのみが示されていますが、各建築物の具体的な高さや形状は未確定となっているため、計画建築物の形状や配置は、極力、具体的な形態とした上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、日影の状況を分かりやすく記載することを求めることとしました。

次に【風環境】の意見ですが、計画書の中では、物流施設及びデータセンターなど主要用途の最高高さのみが示されていますが、各建築物の具体的な高さや形状は詳細が未確定となっているため、計画建築物の配置や規模等を極力、具体的な形態とした上で、配慮施設等を考慮し、適切な範囲等を設定し、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うことを求めることとしました。

また、流体数値シミュレーションの解析結果の信頼性は、採用する乱流モデル及び境界条件の物理的妥当性などにより決定されることから、設定条件の妥当性について詳細に記載し、再現性があるか検討していただくことを求めることとしました。

次に【景観】の意見ですが、計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されます。玉川上水から一定の範囲は「玉川上水景観基本軸」に設定されており、建築物の配置や高さ・規模、意匠や色彩、敷地内の緑化などの配慮が必要とされています。

他項目との繰返しになりますが、本計画では計画建築物の形状及び配置が未確定であるため、極力、具体的な形態とした上で、適切に予測・評価することを求めることとしました。

また、長大な建物が景観を悪化させることがないように、形状、色彩などのデザインなどにも配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載することを求めることとしました。

次に【史跡・文化財】の意見ですが、計画地に隣接する史跡玉川上水は、江戸時代に江戸市中への給水を目的としてつくられた上水で、江戸、東京の発展を支えた歴史的価値を有する土木施設・遺構として、国の史跡に指定されたものであり、その周辺においても環境保全に取り組む必要があります。

そのため、史跡玉川上水保存管理計画書では、史跡を確実に保存するために必要となる事項に関しては、史跡指定範囲外の周辺環境についても方向性等が示されているため、その内容などについても留意が必要です。

なお、対象地域では、このほかにも、旧石器・縄文や、中世の遺跡など、より古い時代の遺跡地が残されている可能性が高く、この点も関連自治体への相談を行っていただきたいと考えます。

これらのことを踏まえ、答申案では、工事の施行中だけでなく、工事の完了後も含めた予測・評価と適切な環境保全措置を求めることといたしました。

次に【自然との触れ合い活動の場】の意見ですが、計画地は自然との触れ合い活動の場である玉川上水緑道と代官山緑地に面しており、本事業の工事や、建築物、施設の稼働等の影響によって、隣接する自然との触れ合い活動の場にも影響を与える可能性があります。

そのため、生態系や自然に対する影響において、利用経路のみが対象とされていることは不十分と考えられ、隣接地への影響や昆虫や鳥類、その他の動物などへの影響を含め、「自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化」についても予測・評価を行い、環境保全の措置を詳細に検討するよう求めることとしました。

また、本計画では、「計画地周辺における既存の散策路等との連携を考慮した歩行者空間のネットワークを強化する計画を行う」としていることから、隣接する自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成についても、詳細な検討をして、評価書案で明確にするよう求めることといたしました。

最後に【温室効果ガス】の意見ですが、本事業で計画されている物流施設やデータセンターは、近代型のエネルギー多消費施設であり、今年の省エネ法の改正でもベンチマークが示されるなど注目されている施設であります。

施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれますが、IT機器の消費エネルギーは、設置された時代によって大きく異なることも想定されます。このため、温室効果ガス排出量の予測・評価にあたっては、最新の事例を参考として、IT機器の消費エネルギーと、建物や付帯設備の消費エネルギーなどに基づき、内訳を含めて定量的に示す必要があると考えられます。

物流施設についても、近年の機械化された物流施設とそうでない施設では、参考とする原単位も異なってくるかと考えられるため、最新の施設を参考に、温室効果ガスの排出量を示していただくことが必要と思われまます。

今後の評価書案の作成に向けては、できる限り詳細な調査と予測・評価を行うよう求めるとともに、カーボンニュートラルを目指す動きも踏まえ、太陽光発電の導入を検討するなど、適切な環境保全措置を検討することを求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

令和4年12月26日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎

「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書の答申について

令和4年10月5日付4環総政第459号（諮問第542号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

以上になります。

○柳会長 それではただいま、朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 続きまして、「多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、齋藤第一部会長、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部会長 はい、それでは、資料2を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、事務局から朗読いたします。資料2でございます。

令和4年12月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤 利晃

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る
環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和4年10月27日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市町長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は後ほど御説明いたします。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市町長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】です。

- 1 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部の工種では夜間工事も予定されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後のモノレール走行騒音について、本事業区間周辺には中層住宅等も存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測では、モノレール既供用区間においてモノ

レール単独の走行音、走行振動を調査し、これを基に類推する方法としていることから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し調査すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表をお願いいたします。

以上になります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和4年10月27日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、東大和市上北台駅付近を起点とし、西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎を終点とする約7kmの区間にモノレールを建設するものです。

対象事業の種類は「モノレールの建設」でございます。

次に答申案の内容について御説明いたします。

【騒音・振動】1の意見です。

本事業の予定期間は約10年と長期にわたっており、軌道桁の架設等においては、夜間の作業も計画されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に配慮した環境保全措置の検討を求めるとともに、予測・評価を行うよう求めることとしました。

次に【騒音・振動】2の意見です。

本事業は、上北台駅付近及び箱根ヶ崎駅付近を除き、事業区間の大部分が新青梅街道の上部に高架構造で併設される計画であり、事業区間周辺には中層住宅等も存在することから、工事完了後のモノレール走行騒音については、必要に応じて高さ方向の予測・評価を求めることとしました。

次に【騒音・振動】3の意見です。

モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測については、モノレールの既供用区間におけるモノレール単独の走行音及び走行振動から類推する方法としていますが、既供用区間の大部分は車道に軌道部が設置されていることから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し、調査を求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○樺野アセスメント担当課長 それでは、事務局の方で答申書を読ませていただきます。

4 東環審第 50 号

令和 4 年 12 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に

係る環境影響評価調査計画書の答申について

令和 4 年 10 月 27 日付 4 環総政第 526 号（諮問第 543 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

以上でございます。

○柳会長 ただいま、朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

○柳会長 それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いします。

○椿野アセスメント担当課長 資料3を御覧ください。朗読させていただきます。

4環総政第586号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和4年12月26日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

記

諮問第544号 「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案

以上でございます。

○柳会長 それでは、「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案につきましては、「第二部会」に付託させていただきますので、「第二部会」委員の皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

それではまず、事業者の方に御出席いただきまして、事業者の方の説明を受けたいと思いますので、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。御準備ができましたら、説明をお願いいいたします。

なお、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者の方についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいいたします。

それでは、よろしくお願いいいたします。

○事業者 はい、都市整備局の街路計画課長でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

私どもの職員と、本日は、事業者である首都高の方から出席いただいております。

○事業者 首都高速計画環境部都市環境創造課長と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○事業者 あと、2名ほど職員が控えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、御説明させていただきます。

まず、本日使わせていただく評価書案は、黄緑色の冊子のものですが、環境影響評価書案、東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業の1ページ目をお開きください。

環境影響評価の実施者の名称は、東京都、事業予定者の名称は、東京都並びに首都高速道路株式会社でございます。対象事業の名称は、東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業で、種類は道路の改築でございます。

続いて表3-1の事業計画の概要を御覧ください。

本事業は中央区新富二丁目を起点といたしまして、中央区八重洲二丁目を終点とする延長約1.1kmの区間において、トンネル構造及び擁壁構造により往復2車線の道路を整備するものでございます。

通過地域は中央区、千代田区で、幅員は標準で片側6.5m、設計速度は時速40kmになります。主要交通との交差は、JR京葉線、東京メトロ銀座線、都営浅草線となります。

計画交通量は、供用時が1日当たり30,500台、道路ネットワークの整備完了時が1日当たり33,700台となるものでございます。

工事期間は約12年、供用開始は令和17年度の予定でございます。

続きまして15ページ、対象事業の目的及び内容を御覧ください。

首都高日本橋地下化にあたっては、江戸橋ジャンクションの都心環状線連結路をなくすことで、都心環状線を利用する車を八重洲線に転換させまして、江戸橋ジャンクション周辺における交通の円滑化を図ることとしております。

本事業はこれに伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確保するため、都心環状線と八重洲線を地下で結ぶ連結路を設置する事業でございます。

次に17ページを御覧ください。こちらは対象事業の位置図でございます。図の真ん中に赤の太い点線で計画道路を示しております。

左の 16 ページを御覧ください。こちらは対象事業と関連性の高い周辺道路の平面図でございます。

計画道路は既設の八重洲線を活用しつつ東京高速道路（KK線）の地下区間を通過させることで、八重洲線から都心環状線までを最短ルートで接続することが可能となります。

続いて 20 ページを御覧ください。道路構造としまして平面模式図と縦断模式図を示しております。

図中の青色とピンク色で示す区間がトンネル構造でございまして、濃い緑色で示す区間が擁壁構造となります。また、関連工事といたしまして、茶色で示す区間が出入口等の改修、薄い緑色が擁壁の更新、オレンジ色が換気口の造り替えの位置を示しております。

計画道路は、大部分の区間に開削区間とシールド区間から成るトンネル構造を採用しております。また、一部区間で擁壁構造を計画しております。また、（仮称）丸の内入口を新設いたしまして、既設の丸の内出口の造り替えを行います。

計画道路の整備に伴いまして、京橋入口の廃止が余儀なくされるため、既設の新富町出口を入り口へ切り替えます。（仮称）新富町入口は、既設の新富町出口の擁壁構造を活用しまして、舗装工及び設備工を行って入り口へ切り替えます。また、計画道路の整備に併せまして、接続する都心環状線の擁壁の更新等を行います。

次に 22、23 ページを御覧ください。造り替え後の鍛冶橋換気所の平面模式図及び断面模式図を示してございます。また、事業計画の具体化を踏まえまして、関連する管理施設を明示しております。

写真 6-1 に示す既設の鍛冶橋換気所は既設の八重洲線を掌握範囲としておりまして、計画道路の建設に伴い掌握範囲が拡大するため、換気所機能を拡充する必要があり、造り替えを行います。

換気所は現在と同じ場所に、現況以下の高さでの造り替えを予定しております。また換気所機能の拡充に伴いまして、都心環状線接続部付近において換気所機能の一部を担う管理施設を新設いたします。

25 ページを御覧ください。表 6-2 に示すとおり、本事業の工事はトンネル、擁壁、換気所、出入口等、擁壁更新等の 5 種類から構成されます。事業区間の延長約 1.1km のうち、トンネル構造が延長約 1km、擁壁構造が約 0.1km となっております。

27 ページを御覧ください。対象工事の実施にあたりましては、図 6-8 に示すとおり、跨道橋、公園橋の架け替えを行います。

28 ページを御覧ください。事業工程でございます。都心環状線側、八重洲線側それぞれの作業工程を、工事区分ごとに表 6-3 に示してございます。

続きまして、29 ページから 31 ページに主な施工手順を示してございます。

29 ページを御覧ください。左側には八重洲線側、右側には都心環状線側の主な施工手順を、工事の種類別に示してございます。

続きまして、32 ページから 38 ページには、作業内容及び主な建設機械を工事の種類別に示してございます。

40 ページを御覧ください。工事用車両の主な搬出入ルート及び対象事業地内に位置する公園を示してございます。

工事用車両の搬出入ルートといたしまして、鍛冶橋通り特別区道第 640 号線、特別区道第 660 号線及び新富町出口、特別区道第 624 号線を想定してございます。

対象事業地内には、中央区の区立公園である楓川新富橋公園、新金橋児童遊園及び築地川亀井橋公園が存在しております。このうち楓川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の工事に伴いまして一時撤去いたしますが、同位置に同規模の公園を復旧いたします。

復旧にあたりましては、中央区緑の基本計画に基づきまして、地域の要望に配慮しながら公園の魅力向上や利便性の確保に努めることといたしまして、今後、詳細な検討を行う予定でございます。

41 ページを御覧ください。計画交通量を示しております。

計画交通量推計の対象時点は、計画道路の供用時と道路ネットワークの整備完了時といたしました。上段が計画道路である新京橋連結路の供用時点、下段が道路ネットワークの整備完了時点でございます。新京橋連結路の交通量は片方向で約 15,000 台から約 17,000 台程度を見込んでおります。

次に 53 ページを御覧ください。環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画の内容から環境影響要因を抽出いたしまして、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討いたしまして、調査計画書に示した上でさらに調査計画書に対する知事の審査意見書等を勘案することにより選定してございます。

選定した項目につきましては、「大気汚染」、「騒音・振動」、「地盤」、「水循環」、「景観」、「史跡・文化財」、「自然との触れ合い活動の場」、「廃棄物」の 8 項目でございます。

54 ページを御覧ください。環境影響要因と環境影響評価の項目になります。こちらは調査計画書に示した内容と同様となっております。

55 ページを御覧ください。選定した項目及びその理由となります。調査計画書で示した内容と概ね同様となっております。

56 ページ及び 57 ページに、選定しなかった項目及びその理由を示しております。調査計画書で示した内容と概ね同様となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

具体的な審議は、今後の第二部会で行っていただきますが、本日の諮問にあたっては、ただいま事業者の方から説明のあった事業計画に関する内容ですとか、環境影響評価項目の選定、または非選定理由などを中心に質疑応答をしていただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、齋藤第一部会長、お願いいたします。

○齋藤第一部会長 御説明ありがとうございました。

1 点確認したいのですけれども、換気所について、建て替えをされるということですが、現況との大きさとの関係がちょっと分からないのですが、22、23 ページを見ると全部見えている感じのかな、換気の方式等には何か変更があるのかどうかも確認させてください。

○事業者 はい、お答えいたします。

まず、22 ページの鍛冶橋換気所の写真がございますが、外からの見え方としましては大きさにほぼ変更ない形となります。

ただ、一度 17 ページ御覧いただきたいのですが、全体の位置図になっておりまして、鍛冶橋換気所というのが、見にくいですが、丸の内出口というところの近くに書いてありまして、そこから上の部分が、我々が今、八重洲線と呼んでいる路線でして、今現在は鍛冶橋換気所が、この八重洲線というもの、半分くらい担っているというところですよ。

今回この新京橋連結路ができることで、この部分を担当する機能の拡充を図らなければいけないということで、もう一度 22 ページに戻っていただきまして、この断面模式図という右下に、紫の枠になっているものがございますが、地下の部分は拡大をして機能アップを図るといったことで考えております。

○齋藤第一部会長 分かりました。

全体の温室効果ガスとの関係で、電力の消費量について少しお尋ねしたいと思った次第ですけれども、今回のもので、電力の消費量はどれくらい大きくなるような予定なのかという

ことです。

○事業者 まだそこまで設計が細かくなされておられませんので、拡大しますので電力は多少増えると思いますが、ちょっと今お答えできる状況ではございません。

○齋藤第一部長 分かりました。

東京都は、温室効果ガスの排出を将来的にゼロにするということ、それから近年も「住宅地に太陽光パネルを付けてください」というような話にもなっていると思います。

東京都の事業ですので、温室効果ガスの排出についてしっかり配慮しているという姿勢を見せていただきたいと思うのですが、そういった意味で、電力の可能な限りの消費の削減を図るのだということを、アセスの中で示していただければと思うのですがいかがでしょうか。具体的には評価項目に上げてと思っているのですが。

○事業者 御質問ありがとうございます。

評価書案 57 ページを御覧いただきまして、温室効果ガスにつきまして、選定しなかった項目としてその理由を記載しております。

1 つは、二酸化炭素、道路の供用に伴う自動車交通から排出されるもの、につきましては環境影響の対象外ということで、指針がそうになってございます。

もう1つ、道路の供用に伴う温室効果ガスというのは、発生する要因はないという風に考えております。

その下段ですが、工事の施行中につきましては、建設機械の稼働がございまして、これにつきましては、他の事業を見ますと、事業全長がかなり大きいもの、数十 km に及ぶ大規模な事業で行われていますが、今回の計画道路といいますのが全長約 1.1km ということで、相対的に事業規模が小さいかなと考えております。

併せて、建設の作業につきましては最新の燃料消費基準を達成している建設機械を使用するというので、エネルギー消費量についてはかなり抑えられるのではないかと考えているという次第でございます。

あともう一つ、電力消費量という話がございましたけれども、実際、結構トンネルが 1km ございますので、トンネルの中につきましては、照明などがございます。そういったものにつきましては、最近では LED 照明を採用することで、電力消費量はかなり抑えられるのではないかと考えております。

○齋藤第一部長 換気的时候はエネルギーを使わないという理解でよろしいですね。

○事業者 一定規模は使うと思いますが、現時点で数字は持ち合わせていません。

○齋藤第一部長 私が申し上げているのは、そこで使うのであれば、それを削減する努力をしていますという姿勢を示していただいた方がいいのではないかという意味です。やりませんというならやりませんで結構ですが。審議会の委員としては意見を述べさせていただきます。可能な限りそういう姿勢を見せていただきたいと思います。

○事業者 御意見を踏まえまして、評価書案の検討の際に、踏まえさせていただきますと思います。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、池本委員どうぞ。

○池本委員 よろしく願いいたします。

関連して排気塔の関連ですが、まず、30 ページの施工手順を拝見すると、まず撤去が入ってくるのですが、これは、代替機能を確保しないでいきなり撤去してしまっているのかとか、仮設みたいなものを建てる中とか、そういったところが気になりましたので、もしあればお答えいただければと思います。

○事業者 はい、ありがとうございます。

先ほど、17 ページで御説明しましたとおり、現在この換気所は八重洲線の南側半分くらいのところを受け持っているということですので、今回、新京橋連結路を建設するにあたりましては、どうしても接続部分を通れなくなるような状況が生じますので、ある一定期間通行止めが必要と考えております。

ですので、換気の必要もその時点でなくなるということで考えております。

○池本委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、森川委員どうぞ。

○森川委員 ちょっと換気所について教えていただきたいのですが、確かに昔自動車による大気汚染がひどいときに、元のものいつ設計されたか分からないのですが、今度設計されるにあたって、そのスペックというか換気的能力というのは、もしその大気汚染物質の排出のためであるのであれば、かなり小さくなるのではないかなと想像してるんですね。

この換気所のスペックを決めるにあたって、どのように設計されているか。確かに道路が担当するところが増えるので大きさがという話だったと思うのですが、排出される大気汚染物質、COとか、昔は本当にばい煙とかに対して必ずやらなくてはいけないということだったと思うのですが、今かなりそういう状況が変わってきているので、そこら辺がどういうふうに設計に反映されているのか。

もし、小さくなるのであれば、先ほど齋藤部会長がおっしゃられたような、温室効果ガスの排出というものの削減にもつながると思うのですね。そこら辺を教えてくださいか。

○事業者 ありがとうございます。おっしゃるように、最近は大分、大気の状態が改善されてきておりまして、ほとんど車の通行によって換気される程度のものでいけるような状況にはなってきております。

一方で、トンネル内で火災が起きたときには、やっぱり強力に煙を排気しなければいけないという問題もございまして、現在 100m 吹き上げられる能力を持っておりますが、そこはやはり、能力としては持つておきつつ、通常の運用はできるだけ環境負荷をかけないようにという形でできればと考えております。

○森川委員 なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 丁寧な御説明ありがとうございます。私も換気所について1点だけ確認したいのですが、先ほどからいろいろな観点で換気所の質問が集中しているのですが、今は規模とかいろんな観点で決まっていなくて多いのですが、低周波音に関して類似事例から予測するということで予測式まで示されていますが、これは機種等がもう決まっていると考えると、これから審議をしてよろしいのでしょうか。

先ほどから何か決まっていない部分が多いようですが、その点ちょっとコメントいただくとありがたいです。

○事業者 御質問ありがとうございます。

具体的中身になりますと評価書案の、騒音・振動の中の 202 ページに換気機のパワーレベルということで示しております。

b-2、b-3、b-4 でございますが、この表 8.2-36 の中で、この b-2 というのがこの鍛冶橋の換気所の換気機になります。

ここにつきましては、下の表にもありますが、排気ということで、2 台設置するというところで想定しております。

類似事例との比較になりますが、少し後ろに行きまして、208 ページに低周波音につきまして計画施設と類似例との比較というものがございます。

鍛冶橋換気所につきましては、排気量としましては 150m³/s というところで、排気としては排気換気 2 台ということになります。

類似例としましては、これより大きいもので既設の事例がございましたので、それを用いて、予測としましては、類似例よりも小さいものを設置するというので、予測としてはこの数字を用いて予測結果は問題ないと考えております。

○廣江委員 分かりました。また細かい点は審議の方で伺わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。事業者の皆様どうもありがとうございました。それでは、事業者の方は退席をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、事務局から報告いたします。

受理関係につきましては、お手元の資料 4 を御覧ください。12 月の受理報告は、その他(条例第 90 条に基づく報告等)といたしまして、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案を受理しております。

本件につきましては、令和 4 年 8 月 18 日の審議会で答申が示され、答申を踏まえて都から事業者に審査意見書を送付しました。また、答申で示された保全措置の着実な履行のため、評価書についても都への提出前に審議会に説明することになりました。

今回、評価書の素案を受理しましたので、審議会へ受理報告させていただきます。なお、審議会の根拠として、評価書については調査審議をすることが条例上定められておりません。条例第 90 条などを根拠に、評価書素案の報告として、答申で指摘された環境保全措置が、評価書に盛り込まれているかを確認し、必要に応じて助言をいただくこととします。

本日の進め方は、まず事業者に評価書素案を御説明していただき、その後、委員からのご助言を事務局から御説明させていただく。その後、事業者から助言に対する回答をいただくという形で進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、事業者の方から環境影響評価書素案について説明を受けることといたします。御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についてもご紹介をお願いいたします。それでは御説明をお願いいたします。

○事業者 はい、三井不動産でございます。本日はお忙しい中、皆様のお時間を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、神宮外苑地区市街地再開発事業の環境影響評価書素案について報告をさせていただきます。資料に沿って後ほど説明をさせていただきますが、代表者である弊社三井不動産及び環境アセスメントのコンサルタントを担当している日建設計より順次説明をさせていただきます。

では、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、続きまして、出席者の紹介をさせていただきます。

○事業者 アセスのコンサルタントをしております日建設計と申します。よろしくお願いたします。

○事業者 それでは、三井不動産より、本年8月に知事意見をいただきました、その内容に対して評価書素案を作成してまいりましたので、こちらにどのように対応したかというものについて御報告をさせていただきます。

まず、No.1 の総括でございます。総括の中では、本事業が位置する明治神宮外苑は、豊かな自然環境やいちょう並木のビスタ景を有し、スポーツに親しむ一大拠点、また、創建100年にも及ぶ歴史的にも重要な場所であるとされております。

その中で、1つ目、下の下線部を御覧ください。情報公開や都民参加に努めること。2つ目、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに、継続して対策を講じていくこと。また、3つ目、審議会としても、今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することということが示されました。

それに対し、右側の「対応」の部分を御覧ください。

まず1つ目でございます。事業者によりまして「神宮外苑地区まちづくり」というホームページを、今年の5月に立上げておりまして、適宜適切、積極的な情報公開をしております。

また、都民、国民の関心の高いいちょう並木をはじめとした、樹木の保全などについては、

状況の変化が生じた際には、速やかに情報発信するとともに、適宜適切に審議会にも報告することといたします。

また、2 つ目に対応しまして、各施設の施工者と連携を行い、環境保全措置を徹底いたします。また事後調査報告書に環境保全措置の実施状況を記載し報告いたします。

3 つ目です。評価書提出前に、本日となりますが、知事審査意見書への対応状況を、審議会総会、本日の場で御説明をさせていただきます。

また、今後につきましても、事後調査報告書の形で環境保全措置の状況について、審議会にて報告をさせていただきます。

○事業者 続きまして、知事意見の中の2の騒音・振動についてでございます。

騒音・振動につきましては、1 つは球場高さにおける予測・評価を行うことという意見が出ました。

それに対しましては、施設供用に伴う球場のスタンド高さにおける球場からの距離 80m 地点における騒音の予測・結果が 62dB 程度ということで予測されました。

もう一つ、2 の騒音・振動の中で、予測にあたっては予測式や予測条件について、詳細に記述することという御指摘を受けました。

それにつきましては、評価書素案の中で予測やその考え方について記載いたしました。施設の供用に伴う騒音の予測については、スタジアム客席面を音源とし、これを点に分割して距離減衰式により予測を行っております。

○事業者 続きまして3番目、生物・生態系のところでは。

緑のネットワークにおける生態系のつながりや、緑地の範囲を図示することということで、1 つ目の御指摘を受けました。

2 つ目、植物群落調査等の結果を反映し、保全対象とする指標種を定めることとされております。

また、3 つ目、基盤となる土壌環境と土壌生態系を含め、まとまりのある生息環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すことと示されております。

それについての対応です。

1 つ目ですが、計画地周辺の連続する緑のネットワークにおける生態系のつながりや拠点となる緑地の範囲を、評価書素案に今示しているような形で図示をいたしました。

また、2 つ目です。植物群落調査を実施しまして、生態系保全目標の設定、保全対象とする指標種を評価書素案に記載しております。なお、これらの指標種といたしまして、事後調

査において生息を確認してまいります。

3 つ目です。土壤環境や土壤生態系については調査を実施し、その結果を踏まえた生息環境の保全・再生の考え方に反映し、評価書素案に記載をしております。

続きまして4 つ目、No.4 です。生物・生態系です。

こちらにも2 つ御指摘がございます。

施設の解体及び建設等、樹林地への影響を回避・最小化し、保全管理方針として評価書において示すこと。また、2 つ目ですが、生物種のモニタリングと順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全することと示されております。

それに対応し、右側です。1 つ目の部分につきましては、保全管理方針について現時点での方針を評価書素案に記載をさせていただきました。

また2 つ目、事後調査において生物種のモニタリングを行うとともに、順応的管理を継続的に実施し、その状況を事後調査報告書において報告をいたします。

はい、続いてNo.5、5 番目です。生物・生態系になります。

こちらは4 つの指摘事項、御意見をいただいております。

1 つ目ですが、既存樹木の健全度や移植の可能性等をデータと合わせて説明し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すこととされております。

また2 つ目、樹林地の再生計画を作成すること。

3 つ目、移植に関して、移植時期等、移植の確実性を高めるための措置を、計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。

4 つ目、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ることとされております。

それに対し右側は対応です。1 つ目です。今年の4 月に実施をいたしました詳細調査結果のデータを毎木調査結果まで反映し、予測・評価を見直し、評価書素案に記載をしております。

樹木活力度調査につきましては、今回の詳細調査の実施前の2018 年12 月～2019 年1 月までの冬と、2019 年4 月～5 月の春において調査を行っています。

いずれの調査結果においても移植、伐採本数は変わらなかったため、2018 年12 月～2019 年1 月の調査結果を従前まで提示をしておりました。今後ですが、より積極的な情報公開をする観点から、2019 年4 月～5 月の春の調査結果も含め、評価書素案に提示させていただいております。

また2番目です。移植木を活用した樹林地の再生計画につきましては、文化交流施設棟周辺に樹林地を再生する計画でありまして、詳細を評価書素案に記載しております。

3つ目です。移植、仮移植につきましても、移植の確実性を高めるための措置を評価書素案に記載しております。

また4つ目ですが、各施設の設計及び施工計画の進捗に合わせ、事後調査報告書に記載し報告をいたします。

No.6です。こちらも生物・生態系となります。

神宮外苑広場周辺の緑のまとまりについて、1つ目、生物・生態系の保全エリアを設定すること。

2つ目、設定した保全エリアの拡大について継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大すること。

3つ目、ラグビー場の詳細設計において生物・生態系への影響を回避・最小化する措置を具体化することとされております。

それに対応し、1つ目ですが、生物・生態系の保全エリアを図示させていただきました。

2つ目ですが、保全エリアの拡大につきましても、施設設計の深度化と併せ継続的に検討してまいります。

また3つ目です。ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物・生態系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインといたします。

また、施設の東側には都市計画上、地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による保全、新植による緑量の確保、質の向上にも配慮してまいります。

続いてNo.7、生物・生態系です。こちらも3つ御指摘、ご意見をいただいております。

1つ目、いちよう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに、結果を踏まえ、環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。

2つ目、イチョウの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、施設計画の工夫を行うこと。

3つ目、工事の施行中及び完了後、いちよう並木のモニタリングを実施し、環境保全のための措置を継続すること。

これに対応し、右側を御覧ください。新野球場棟沿いのいちよう並木につきましては、根系調査を来年1月より実施し、その結果を春以降の審議会にて事後調査報告書として報告を

いたします。

その後、調査結果を建築計画及び施工計画において環境保全措置に反映させるとともに、実施状況について記録し、事後調査報告書でも報告をいたします。

根系調査方法や保全に向けた根系に対する配慮について評価書素案に記載をしております。なお、本調査におきまして根系調査を行います、「環状剥皮」等をする予定はございません。

また②番、新野球場棟沿いのいちよう並木の根系調査を実施いたしますが、イチョウの健全な生育への影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の当該箇所の壁面を後退する等、施設計画の工夫を行ってまいります。

3 丁目、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、その状況に応じた環境保全のための措置についても継続して実施をしてまいります。

8 番、生物・景観につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

○事業者 続きまして、9 番の風環境についてでございます。

事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じることという意見をいただきました。

それにつきましては、事後調査における調査地点を適切に選定いたします。一定期間の風環境の観測を実施して、観測の結果、評価を超える場合においては、追加の対策を行いますと回答させていただいております。

続きまして、10 番の景観でございます。いちよう並木のビスタ景観の圧迫感については、適切な地点からの落葉期を想定した予測・評価を追加で示すようにとの助言をいただいております。

それに対しましては、落葉期を想定したモニタージュ等を作成し、評価書素案に記載いたしました。このような形で下が落葉期のイメージでございます。

続きまして、11 番で、これも景観になります。絵画館前広場からの眺望については、計画区域外の絵画館前広場の整備計画を反映した予測・評価にしてほしいというような意見でございました。

それにつきましては、絵画館前の計画を反映したモニタージュを作成し、評価書素案に記載いたしました。こちらになります。上が現況で、下が開発後になります。

○事業者 続きまして、No. 12 景観です。神宮外苑広場(建国記念文庫)周辺における圧迫感

の変化の程度について予測・評価をすること。また、2 つ目、ラグビー場棟の形状やデザインにあたり、圧迫感や閉鎖性を緩和するための措置を具体的に示し実施することとされております。

それに対し、1 つ目でございますが、圧迫感の変化の程度について予測・評価し、評価書素案に記載をさせていただきました。

また2 つ目ですが、ラグビー場の施設設計の進捗に合わせ、圧迫感、閉鎖性等に配慮し、環境保全のための措置の検討を引き続き進めてまいります。

○事業者 次の自然との触れ合い活動の場につきましては、お手元の資料のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

その次の14番の廃棄物についてでございます。

廃棄物につきましては、伐採樹木に係る廃棄物発生量、再資源化量及び再資源化の方法について予測・評価を示すことというような意見をいただきました。

それに対しましては、伐採樹木の重量としては約10,000トンと予測されました。伐採した樹木のストックの方法については、計画地内で保管できる容量を超えるものについては、計画地外で保管することとし、工事計画に沿って適切な保管が可能な場所において保管を行う予定でございます。

○事業者 最後のページでございますが、知事意見には出てこなく、審議会等で指摘されたことに対する対応方法につきましても記載をしております。

本日はお時間の都合もございませぬので、御説明は省かせていただきます。

事業者からの説明としましては以上となります。

○椿野アセスメント担当課長 すみません。最後のページも大事な内容が入っておりますので、重要なところを、要約してでもいいので説明いただけますでしょうか。

○事業者 はい、少々お待ちください。

○椿野アセスメント担当課長 文字の修正とか、そういうところは構いませんので。

○事業者 はい、説明させていただきます。まずNo.2の生物・生態系のところでございます。

「保存樹木に配慮する計画」や「動物の生息に配慮した植栽計画」について、具体的な意味、その詳細な中身を示してほしいとありました。対応としては、日影等にも配慮しながら、今後検討していく旨を評価書素案に記載をしております。

また続いて3 つ目のところでは、No.3 移植樹木が活着しなかった場合、もしくはその健

全な育成というものが望めなくなってしまった場合にどうするのか、もう少し詳細な予期せぬ事態への対応に係る記述というものをしておいていただきたいと。

対応につきましては、継続的にモニタリングを実施し、樹勢の変化などに対し状況に応じた維持管理(順応的管理)をする旨を追記させていただいております。

最後、8番目です。温室効果ガスの部分ですが、「自然エネルギーの利用」や「地域冷暖房の利用」なども計画には入っているようだが、予測には反映されていない。

この部分につきまして、予測結果には地域冷暖房の導入による排出削減分を見込んでおりませんが、導入する地域冷暖房の詳細が明らかとなった時点で変更届を提出し、再度、温室効果ガス排出量及び削減量を算定し、報告することを評価書素案に記載をしております。

以上となります。

○柳会長 4番、5番についても説明をお願いいたします。

○事業者 はい、4番、生物・生態系です。基礎杭の間隔など、配置が分からないところもあるので、提示していただきたい。

そこにつきまして、外野スタンドの主要な杭については暫定的に約9m間隔で施工することを想定していることを、評価書素案に記載をいたしました。

また、5番目、過去の移植や保全措置が最終的にどんな影響を与えたのか、情報を十分に集めていただきたいという御意見をいただいております。

それに対応し、イチョウや樹木の保全について、国土交通省国土技術政策総合研究所による「街路樹再生の手引き」より、事例を評価書素案に記載をいたしております。また、今後は、各事例等他の過去の事例や文献等の情報も視野に入れながら、イチョウや樹木の保全について対応してまいりたいと考えております。

失礼いたしました。

○柳会長 はい、それでは、事業者の方、ありがとうございました。

今は環境影響評価書素案について御説明いただきました。これは説明にもありましたが、8月の総会を受けて審査意見書をこちらで出して、知事意見として公表したものに対する事業者の説明ということでいただきました。

この環境影響評価書素案については、各委員から今度は御助言をいただいておりますので、御提案をいただいた助言について、事務局からまず御説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、環境影響評価書素案に対する委員からの助言について事務局から御説明いたします。

今回の助言につきましては、高橋委員、廣江委員、池邊委員、横田委員から助言を受領しております。なお、回答は説明後事業者から御説明いただきたいと思います。助言事項の説明は、少し省略しながらの説明となりますがご了承いただきたいと思います。

それでは、騒音・振動の番号1です。

施設の供用に伴う騒音の予測手順でいくつかの疑問点及び設定条件の未記載がある。

1 つ目は、音源のパワーレベルの設定で、単位面積当りのパワーレベルの推定手順は記載されているが、観客席の面積の記載がなく、設定されたパワーレベルが不明である。また、客席の面音源高さを一律の9mに設定した根拠の記載がない。

2 つ目は、予測結果と現状の調査結果を3地点で比較しているが、本編・資料編のいずれにも調査結果の記載がない。また予測と実測がほぼ一致しているものの、40m地点で大幅に乖離している。この乖離した理由の説明がないまま、予測結果から80m地点で55dBを満足すると断言できないと考える。

3 つ目は、将来の野球場棟に最も近い住宅に対する影響予測の際、現状と将来配置図の大きな違い、即ち、巨大な建物から反射を考慮していない点がある。これらの建物は地上190mの高さ、幅80m～120mの大きな反射面を有する。これだけの規模の建物は現状の球場周辺にはなく、ここからの反射音は直近住宅の球場高さの予測結果に少なからぬ寄与すると推察される。

学会等が推奨した予測手法が存在しない、とても難しい予測計算だが、緻密で精度の高い推定計算をお願いしたい。

以上の助言がございました。

続きまして、騒音・振動の番号2です。

予測結果及び資料編に記載されている「なお、現況の神宮球場から・・・環境保全措置に努めていく。」という段落は、本編にも記載したほうがよいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号1です。

神宮外苑、新宿御苑、明治公園、代々木公園の4つの公園等によるみどりのネットワークの形成を認識し、鳥類をはじめとした生態系の保全に配慮していく必要があるとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号2です。絵画館前広場における伐採影響による面積・体積の減少について触れられておらず、絵画館前広場を含めた記述とすることをお願いしたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号3になります。ラグビー場の配置が変更できない根拠を示すことをお願いしたい。また、どれだけ高さを抑えることが可能なかの設計の際の幅は、ラグビー場計画要件からある程度予測ができるはずであり、それを踏まえた記述とすることをお願いしたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号4になります。「4列のいちよう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく」との記述がございましたが、御堂筋のイチョウ並木における「50～100年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」のように、長期的な保全の目標を示すことをお願いしたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の5になります。日影の天空写真調査地点 No.5 は、神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも「日照は確保される」と言えないのではないか。確認の上見直しを検討されたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の6になります。「シジミチョウ類」と束ねているが、シジミチョウ類はヤマトシジミなどの草本性、ムラサキシジミなどの林縁性、アカシジミなどの樹林性とハビタットが多様である。ここでは林縁性のムラサキシジミ等を指標とすることが妥当と考えられる。検討をお願いしたいとの助言がございました。

生物・生態系番号7です。「伐採本数には15年という事業期間中の安全管理・維持のための伐採を「枯損木」として311本を含んでいる」との記載について、根拠が不明である。具体的に記述をお願いしたい。

また、「明治神宮によると、当地区の樹木や緑については樹齢の経過とともに、樹勢も弱くなってきている樹木も少なくなく、来訪者の安全を維持・確保の徹底の観点から、日常的に、倒木や枝折れ・落下対策など実施している。管理実績として、過去15年間で道路通行車両・歩行者への安全管理上等の理由で、約300本の枯損木について除去が行われている」との記載について、具体的な根拠が不十分であり、枯損木の規模や樹齢なども不明である。根拠を示すことをお願いしたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系番号8になります。資料編 p.195-196 及び p.198 に、「注」網掛けは、「注目される植物種」は「動物種」の誤りと思うとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号9になります。御堂筋と行幸通りの取組みを踏まえて、長期的な保育管理計画と樹勢回復の考え方を示してほしいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号10になります。表層根系調査に関する記述として、実

施目的とそれに対する成果を含めて、記載の充実をお願いしたい。

記載として、「樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は、柵の手前の根にとって条件のよい域に主に拡がっていると考えられる」とあるが、これがなぜ「根系調査では、縁石より 6.5m 付近はイチョウの根域と柵や盛土・生垣の境界付近であり、細根・側根・斜出根の有無、程度を土壤断面と併せて行う位置として適切と考えられる」と言えるのか。両者の関係性が不明瞭であり、説明をお願いしたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系の番号 11 になります。4 列いちょう並木西側の西に列植されている樹木について、移植時に隣接するイチョウと根系が絡まり合っていた場合に、どのように根系を処理するのか。対処方法の検討のうえ追記を願いたいとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系番号 12 です。土壤環境調査結果（透水及び硬度試験）の結果からは、多くのエリアで土壤固結・締め固まりによる根詰まりが見受けられる。本結果は評価書本編において位置づけることをお願いしたい。

また、根詰まり状態にある移植対象木の移植にあたっての配慮事項を整理する必要があると考える。移植樹木により形成する植栽エリアの土壤基盤の形成方法についても、本編において具体的に示されたいとの助言がございました。

続きまして、景観の番号 1 です。落葉期には事務所棟高層建築物によるいちょう並木のビスタ景観への影響についても懸念される。これを踏まえた記述を充実することをお願いしたいとの助言がございました。

その他の番号 1 になります。「根系調査を行う」とあるが、評価書における根系調査の位置づけが都民に対して十分に説明がなされていないため、根拠が都民に十分伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたいとの助言がございました。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○柳会長 それでは、ただいま事務局から説明しました各委員からの助言事項について、事業者の方から回答をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○事業者 それでは、助言に対する回答ということで説明させていただきます。

まず、一番初めは騒音・振動の 1 についてでございます。

施設の供用に伴う騒音の予測手順について、音源のパワーレベルの設定で単位面積当たりのパワーレベルの推定手順は記載されているのですが、観客席の面積の記載がないという御指摘でございました。

これに関しましては、観客席の面積については評価書に記載いたします。12,437m² とい

うこととなります。

続きまして、観客席の面音源の高さを、一律 9m 高さとして設定した根拠ということですが、これにつきましては、客席の最高高さ、その高さが 9m ということで、一番高いところのレベルに設定したということですが、

大きく 2 つ目のご助言ということで、予測結果と現状の調査結果を、40m、160m、320m と 3 地点で比較しているということですが、現状の調査結果の記載がないということをお助言いただいております。

これにつきましては、評価書素案の本編の p. 172 に記載させていただいております。

次の御指摘ですが、本編のこちらのページになります。上が現地調査結果というような形で、下がラグビー場ですが、上が神宮球場からの騒音の調査結果ということで、各地点、球場からの距離に対して調査結果ということで示させていただいております。

次は、予測と実測が 160m と 320m でほぼ一致しているものの、40m 地点で大幅に乖離している。球場から 40m 地点の調査結果が他の値より乖離しているということですが、

これにつきましては、40m 地点にある外周道路部分の歩道が 40m 地点ですが、この辺りに、調査時点におきまして観客が多くいたということから、球場の近郊での値が大きくなったのではないかと考えられます。

続きまして、反射音についてでございます。球場周辺環境の変化に伴う反射音について、助言をされております。

それにつきましては、予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射した場合と仮定した場合、現状予測結果、球場から 80m のところが 55dB ですが、掛けるといところで同じ音が 2 つ重なると +3dB になりますので、58dB ということが考えられます。

続きまして、騒音・振動の 2 についてでございます。球場高さでの騒音の予測・評価結果について資料編だけでなく、本編にも記載したほうがよいということですので、これにつきましては評価書の本編においても記載させていただきたいと思っております。

続きまして、生物・生態系の 1 です。公園によるみどりのネットワークの形成を認識し、鳥類をはじめとした生態系の保全に配慮していく必要があるのではないかとご助言をいただきました。

それにつきましては、周辺の公園等とのみどりのネットワーク図につきましては、評価書素案にも記載させていただいております。評価書素案の p. 333 に記載いたしております。知

事意見のほうでも提示いたしました、こちらのネットワーク図でございます。

鳥類をはじめとした生態系の保全に配慮していく必要があるということでございますが、生態系の保全に関しましては、改変する神宮外苑広場の保全と再生復元する文化交流施設棟周辺と中央広場周りの樹林地につきまして、鳥類をはじめとした生態系に配慮した維持管理を行って、定期的なモニタリングによる状況に応じた順応的管理を継続して、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画でございます。

続きまして、生物・生態系の2についてでございます。絵画館前広場と本事業による累積的影響について、絵画館前広場における緑の量の変化の内容及び程度を踏まえた記述とされることをお願いしたいということでございます。

これにつきましては、絵画館前広場はアセスの対象外ではありますが、参考までに絵画館前広場における緑地の状況について、プロット図や毎木調査結果を評価書素案に掲載させていただきました。

また、絵画館前広場においては緑地が整備されることから、本事業の緑地及び周辺の公園等を含めた緑のネットワークを形成について、緑の量等の変化がないよう、程度を踏まえた記述を評価書に追記させていただきたいと思っております。

○事業者 続いて、御助言の生物・生態系の3番でございます。

ラグビー場の配置が変更できないものの根拠を示すようにのご助言、また、それを踏まえた、ある程度予測ができるはずなので、それを踏まえ記述をすることをお願いしたいというところをご助言いただきました。

それに対する回答でございます。

ラグビー場の施設計画については、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、国際規格に準拠し、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件が決まっており、これらを満たし、また、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。

ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物や生物系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとするよういたします。

詳細な形状につきましては、今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和等、引き続き検討を要請してまいります。

続きまして、生物・生態系の4つ目の部分でございます。御堂筋のイチョウ並木における「50～100年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」のような長期的な保全の目標を示すことと

いうところでご助言をいただきました。

それに対する回答でございますが、御堂筋のイチョウ並木における「後世に引き継ぐ」を参考とさせていただきます、緑豊かな風格ある景観を創出し、次の100年を見据えた多様な緑化を計画していくことを、事業の基本計画の中に記載させていただきます。

続きまして、生物・生態系の5番目のご助言です。

こちらは、ラグビー場棟による神宮外苑広場への日影の影響について、日照は確保できると書いてあるけれども、それはどうなのか。記載の方法を見直したほうがよろしいのではないかというご助言をいただきました。

回答につきましては、右側、神宮外苑広場の北側については、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日照は確保されますが、御指摘いただきましたとおり、南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただく予定です。

また、先ほどの回答と重ねてとなりますが、詳細な形状の検討については今後の検討となりますので、可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める旨、記述を修正させていただきます。

続いて、生物・生態系の6番です。

こちらは御助言いただきましたとおり、指標種をムラサキシジミに修正をさせていただきます。

生物・生態系の7番です。

こちらでは、ご助言として「枯損木」として311本を含んでいる」について、この根拠が不明であるため、具体的に記述をお願いしたいというご助言をいただきました。

こちらに対する回答といたしましては、明治神宮外苑における樹木の管理実績によりまして、平成17年から令和元年までの15年間に、枯損木として約300本の除去が行われておりますので、それをもとにこちらの311本の枯損木の記述とさせていただきます。

また、枯損木の規模や樹齢なども不明であるため、根拠を示すことをお願いしたいと御助言をいただきました。

これに対する回答といたしましては、明治神宮外苑においては枯損木について管理をしておりますが、本数を把握しておりますが、樹齢等については把握しておらず、こちらのご助言に対する回答としては本数のみの記載ということで回答をさせていただきます。

また、生物・生態系の8番ですが、こちらもご助言のとおり誤りでございましたので、修正をさせていただきます。

続いて生物・生態系の9番です。

御堂筋では影響検討会の設置や保育管理計画の策定がなされており、本事業ではどのように参照するのか不明である。それらを踏まえ回答するようにとの御助言をいただきました。

行幸通りでは樹勢回復工事がなされておりますが、本事業におきましても4列のいちよう並木の保全に際し、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法等を精査していく予定です。

また、根系を保護するよう、根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行うことにより、イチョウの保全を図るため、参考とさせていただいております。また、上記の状況についても事後調査を実施いたしまして確認してまいります。

○事業者 生物・生態系の10番についてお答えさせていただきます。

表層根系調査に関する記述について、実施目的とそれに対する成果を含めて、充実をお願いしたいということをございました。

表層根系調査の実施目的としましては、表層約20cmの範囲において、事前にイチョウの根の伸長量、どこまで根の先端が伸びているのかということ把握し、根系調査における調査位置の妥当性を確認するというを目的としております。

表層根系調査の結果、柵より外壁想定ライン側におけるイチョウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できませんが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は、柵の手前の根にとって重要な良い域に拡がっているということを考えられるという考察になっております。

その理由としましては、柵や盛土、生垣の下部にも根が伸長していることは予想されますが、表層調査においては太い根は多く見られなかったということにより、土壌環境が柵や生垣等によって変化するその境目付近で調査を行うということが妥当ではないかと考えているということをございます。

したがって、縁石より6.5m内外で調査を行うということは適切ではないかと考えておるところをございまして、上記について評価書素案においても追記させていただいております。

生物・生態系の11番についてですが、4列いちよう並木西側に、さらにクロマツ・サクラなどの樹木が植わっておるわけですが、それらの根が絡まっている場合の処置についてございます。

4列いちよう並木西側にあります樹木と、イチョウの根系が絡まり合っている場合の対応については、まずはイチョウの根を優先に保存をするというようなことを行うと考えており

ます。

移植樹に対する根回し範囲の調整ということも行う可能性もあるわけですが、個別の状況にもよりますので、その場合においては樹木医等の見解を踏まえ対応してまいりたいと思っております。

生物・生態系の 12 番についてですが、土壤環境調査結果の結果から、多くのエリアで土壤固結・締め固まりによる根詰まりが見受けられるということで、根詰まり状態にある移植対象木の移植にあたっての配慮事項及び移植先での土壤基盤の形成方法についてということで、具体的に示してほしいということをございました。

実際、根としては多いというところではありますが、透水が良好で腐植も多いということで、植栽客土としての使用は可能と考えております。

移植工事においては、土壤改良等による良好な植栽基盤を形成するとともに、作業時には踏み固めや雨天時等の作業控え等の配慮も併せて行っていきたいということで、その措置について追記をさせていただきました。

また、移植先においては、まとまったエリアを確保して、良質な植栽客土を面的に敷設することで、活着を促進するとともに、土中に根が伸長するスペースを十分に確保し、舗装面からの照返しや乾燥にも配慮するというので、健全な植栽環境を創出するというのを計画しております。

○事業者 続きまして、景観の 1 でございます。

御助言をいただきました内容につきまして、回答といたしましては、落葉期のいちよう並木のビスタ景観への影響について、事務所棟高層建築物も含めた記述に修正させていただきたいと考えておりますので、評価書にそちらを反映させていただく予定でございます。

その他の 1 つ目です。ご助言といたしましては、評価書における根系調査の位置づけというところでご助言をいただきました。

回答といたしましては、4 列のいちよう並木に関して、本年 8 月の審議会答申では、「野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと」、また、「調査結果を示し、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること」と御指摘いただいております。

審議会答申での御指摘内容を受けまして、いちよう並木の根系調査における掘削箇所妥当性の確認を目的として、先ほど御説明しました表層根系調査を今年の 11 月に実施しております。

それを踏まえ、いちよう並木の根系調査を冬季に行う必要がありますことから、来年の1月頃より根系調査を実施し、その結果を来年の春先以降の審議会で、結果を取りまとめ次第、事後調査報告書として説明をさせていただきます。

いちよう並木の根系調査結果を踏まえ、新野球場の建築計画（令和5～7年）等におきまして、いちよう並木の保全措置を示させていただきます、審議会でも御報告をさせていただきます。

また、根系調査の結果につきましては、事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど、丁寧な情報発信に努めてまいります。

事業者からの回答は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

助言事項につきましては、高橋委員、廣江委員、池邊委員、横田委員から提出されたものではありますが、事業者の回答に対し、意見がないかどうかを確認いたしたいと思います。

どなたからでも結構ですが、最初に手が挙がっている廣江委員からお願いいたします。

○廣江委員 はい。では、報告についてコメントをさせていただきます。

いくつもの点について質問しましたのに、丁寧に御説明いただきありがとうございます。

最初の3つは納得したのですが、最後のビルからの反射についてちょっとコメントだけさせていただきます。

私が危惧しているのは、近隣住宅から見える可能性のある壁面から反射した場合のことなので、この予測は同じ量が戻ってくるということですが、これは球場の一番高いところを壁とみなして回折をしたときの計算だと思います。

私が心配しているのは、ビルから直接住宅に戻っていくルートですので、この場合、このルートよりも大きな音が返ってくる可能性があるということですので、もう一度その地点に立ち返ってお考えいただければと思います。

ただし、これは下から上に登った音が上から下に戻ってくるという、鏡のような反射を無視した考えですが、ビルの壁面は鏡ようになっていないことが多いので、可能性として御指摘しているもので、こういうことを考えて予測をお願いできればという希望であります。

○柳会長 それでは、事業者の方、回答をお願いいたします。

○事業者 はい、ありがとうございます。

確かに御指摘のように、今単純に野球場からの音が繰り返して2倍という計算をしているのですが、そうではないということで、現況の予測というのは高いところからの回折を考えた騒音値となっております。

ですので、御指摘のようにビルからの直接的な反射ということは計算しておりませんが、そこら辺の計算の仕方は、先生ももちろんご存じだろうと思うのですが、なかなか難しいところもありますが、そのところいろいろ考えさせていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○廣江委員 よろしくお願ひします。

○柳会長 それでは、続いて騒音・振動で高橋委員、お願ひします。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

球場高さでの騒音予測をしていただきましてありがとうございました。資料編の173ページに、野球場棟からの騒音については、騒音の発生に配慮するよう施設利用者に対して夜間の一定時間の対策の周知を行うなど、ソフト面での対策をすることが書かれている。これはありがたい話だと思うのですが、予測結果が62dbと高い結果になっています。

ということで、ソフト面に加えて、ハード的な対策を、もし取り得ることがあるとしたら何かないかなということを質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 それでは、事業者の方、御回答をお願ひいたします。

○事業者 はい、回答させていただきます。

騒音のもう少し具体的なハードについての面での対策ということだと思いますが、現状、単純な面音源による設定の予測で、周りも単純なボリュームで予測しているわけですが、もう少し設計が進捗してまいりますと、具体的な球場、外野席の形状とか、また穴が開いているとかもあるかもしれません。

そういう細かい形状、あるいはさらに検討が進みますと、材質とか細かいところをある程度決める検討に入っていくと思います。

そこら辺の条件がそろわないと、なかなかこれ以上の詳細な予測というのは、なかなか難しいなと思いますが、そこら辺の検討を進めていく中で、いろいろ予測の作業をさせていただきたいと思いますし、そのことにつきましては、ある程度の結果が出た時点で、御報告という形になると思います。

○柳会長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、設計が進まないと新たな対策というのは考えようがないという面はあると思いますので、今後の進捗に併せて検討していただければと思います。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて池邊委員、お願いします。

○池邊委員 はい、時間が押しているにもかかわらず発言の機会をいただきましてありがとうございます。既に助言もさせていただいておりますが、意見を述べさせていただきます。

本日現地参加の予定でしたが、大学の関係でリモートでの参加をお許しいただきたいと思っています。

本件は第一部会の方のご担当案件であったため、私としては業界としての動きは存じ上げていたものの、審議委員としての立場からそれらの審議に参加することができず、忸怩たる思いでございましたが、事業者の勉強会やその後会長のご配慮により、助言書の作成の時期に具体の文言等の表現についても参加させていただきました。

そのような立場から、以下3点の意見を述べさせていただきます。

1 つ目は、既に事業者さんの実施した勉強会で意見を述べさせていただきましたが、このままの計画では、現在のイチョウが既に老齢であること、また、必要な、今は浅い深度での根系調査しか行われていませんが、必要な150cm程度の深い深度での根系調査や移植などにおいて、著しい被害をイチョウ自身の被害を受けることを鑑みますと、このままでは5年経たずに枯死するものも出てくる可能性があると思われまます。

そのため、既に東京都に出されているイコモスからの意見書にありますように、100年間1本も枯れなかったいちょう並木が、今後も継続して東京都のシンボルまた東京都民から愛される景観として、今後も継続できるような計画更新も含めた保存管理計画、特に今回のものでは、高層ビル風や野球場の日影、あるいは野球場の照明、照明等の影響等は出されておりましたので、今後の維持管理計画について具体的に作成していただきたいと思えます。

今回の回答の中では「善処いたします」というような書き方で全てが書かれているため、具体的な維持管理計画について拝見したいと思っております。

それから2件目は、本案件は通常のアセス案件の数あるものの一つとして、今日取り扱われました。しかし、伐採というちょっと誤解があった時期には、8万人の都民、再開発というようなときには48,000人の多くの都民からの署名、また直近には12月19日にイコモスから緊急要請というものが出されてあるものであり、私は通常の場合とは違い特別な案件で

あると考えます。

皆さん、ザハ案が出た国立競技場のときには、あれだけ議論したにもかかわらず、今回のものがただ一つの案件となっていることは非常に残念でございます。

また、事業者も日本を代表する企業でもあることから、このような案件に対してSDGsなどを含めて、国際的に模範事例として情報発信できるような環境重視の中で、日本を代表する神宮外苑という場所で、そういう企業がこのような対処をしたというような事例となるように、対処していただきたいと思っております。

それから、最後に、本案件については、先ほどお話ししましたように、以前より多くの都民から署名運動がありましたし、私のところにもここ数日で何十件かメールが来ております。昨今では議員の先生方を含む「守る会」が既に結成され、賛同者が増加しているとお聞きしています。

ところが、今回はこの総会で本案件が扱われるということが、都議会やプレスにも事前に公表がなく、これは意図してなのか意図してではないと、私は信じたいと思いますが、年末の数本の案件の中の最後の一つとして、報告事項として取り扱われているということについては、事務局にその理由をお聞きするとともに、都民への情報公開の観点から不十分であったのではないかとこの点について、お答えをいただきたいと思っております。

上記のような状況を踏まえ、ここで結審するのが適当とは思われず、イコモスからの緊急要請は12月19日ですし、今回の環境局からの多くの助言などを踏まえ、また、根系調査も来年度実質的に行われるというお答えが、今事業者からもありましたので、それを踏まえて新規の根系調査後に具体的な保存管理計画をどのように保存管理し、100年継続できるのか、また、絵画館との景観も含めうまく育成できるのかということも含めて、審議できる機会を設けていただきますようご提案いたします。

また、最後に、今回はいちょう並木だけに焦点が当たっておりますが、神宮外苑は、先ほどもありましたように、非常に大きな巨大な樹木が多く、スポーツの試合が実施されていないときには、非常に静かで鳥類の営巣などにも使用されております。

今回の調査では、戸建ての庭にでもいる普通の中小の鳥類に関する記述しかございませんでしたが、高層の調査をしていただければ、そうでないことが分かるはずでございます。

また、今回建設される野球場は、昼間夜間の利用と外苑の中でも非常に高い頻度の利用が想定されます。

一方、海外では英国オリンピック跡地の計画以降、公園計画などにおいてその公園ができ

ることによって、どのくらいの生物の保全ができるのか、また、渡り鳥が救われるのかというようなことを、国際的に明確にされることも通常のこととなっております。

今回は、神宮外苑が野球場、商業施設、ラグビー場などと分断してアセス審議されているために、神宮外苑そのものがなくなるという影響が明確にされにくい状況になっております。

そのため、東京都におかれましては、都心部における皇居、北の丸公園、新宿御苑、神宮外苑、明治記念館、そしてこの代々木公園というのは、皆さんご存知ない方も多いと思いますが、前回の東京オリンピックの際にアメリカから返還されて初めて公園になったところがございます。

そのような緑のネットワークの一部が、商業開発あるいは大きな運動施設によって損なわれるということに関して、東京都としてどう対処なさるか。

アフターオリンピックに都心部のこのような緑がどういうふうに取り扱われるかということ、きちっと国際的に情報を提供できるような形で、東京都に関しては対応していただきたいと思っております。

以上でございます。

先ほどの、特に、これで返事は必要としませんが、なぜ都議会やプレスに事前公表がなかったのかということに関しては、皆さんからたくさん御意見をいただいておりますので、事務局から返事をいただきたいと思っております。長くなりました。以上でございます。

○柳会長 池邊先生、ありがとうございます。生物多様性に対する意見ですとかその他大所高所からの御意見をいただきました。

事業者への御意見について事業者の方でお答えできる範囲でお願いしたいと思っておりますが、また、事務局に対する質問もありますので、それについても事務局から御回答いただければ幸いかと思います。よろしくお願いたします。

○事業者 はい、池邊先生ありがとうございます。

1 つ目は、深い深度での根系調査というものを来年より実施をさせていただくことを考えていますが、これは専門家、また樹木医等全て立会いをしていただき、イチョウの根もしくはイチョウに配慮した上で実施をさせていただきます。ですので、根系調査自体が何かイチョウに悪影響を及ぼすものではないと、事業者としては考えております。

2 つ目にいただきましたSDGsの観点でも、情報発信を積極的にとという部分で、御意見をいただきましてありがとうございます。

今年の8月前の審議会でも御意見をいただきまして、情報発信に我々事業者も務めてきた

つもりですが、まだまだ至らぬ点、足りない点もあろうかと思えます。

やはりまだ情報が都民、国民の皆様に行き届いていない部分も多少なりあるとは思いますが、その点につきましては今後の情報発信を、先ほどの知事意見への対応の中でも御説明をさせていただきましたとおり、積極的に情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○柳会長 それでは、事務局からお願いします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、事務局から、十分な周知ができなかったのではないかとこの部分について御説明いたします。

アセスの審議会の開催は、毎月下旬に2回の部会と1回の総会を開催しております。これらの開催につきましては約1週間前に開催プレスを行っております。

今回、本日の26日につきましても、4件の案件が予定されておりました、これまでと同様に、20日のプレス発表をさせていただいたところがございます。また、周知の方法につきましても、ホームページ、ツイッターなどでお知らせしております。

ただ、今回の御指摘を踏まえまして、審議会の開催にあたりまして、もう少し丁寧に広報を今後考えてまいりたいと思えます。

○柳会長 ありがとうございます。

その点は丁寧な対応をお願いいたします。

池邊委員、また手が上がっていますが、まだ御発言はありますでしょうか。

○池邊委員 今のお返事ですと、通常のアセス案件ですとというお話で、今日も4件中最後の1件という形でしたが、先ほどお話ししましたように、8万人とか48,000人の署名があった案件というものに対しての、東京都としてのホスピタリティー、まさに都民に対してどういうふうにそれを情報発信するかというのは、やはり責任があると思えますので、通常の審議会であれば、それで当たり前かもしれませんが、それだけ反響のあった案件に関して、何もそういう発表がない、特に12月19日にイコモスから緊急要請があったにもかかわらず、それがないということに関しては、やや遺憾に感じますので、イコモスからの緊急要請というのはやはり大きな事実だと思えますので、そういうものがアセスの1案件に対してあったということに対して、きちんと応えて、それに対しての審議は12月26日に行うということ事が出されるべきだったのではないかと考えます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、本日欠席の横田委員からの何かコメントがあればお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、横田委員からは、多くの助言事項をいただいております。

す。助言事項の中で、かなり丁寧に書いていただいておりますので、それ以降のプラスのご意見はございません。

○柳会長 それでは、助言を出されなかった委員の方々、何か御発言があればお願いいたします。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 大気汚染ではないのですが、おそらく横田委員の質問かと思いますが、生物・生態系の3番のところで、ラグビー場の配置は変更できないものというところ、ラグビー場の配置を変更できない根拠を示していただきたいと書いてありました。

お答えとして、ラグビー場の機能性とか大事なところは書いていただいたのですが、これ、御質問は多分位置、場所だと思うんですね。

多分、審議会の途中でもちょっと話題になったと思うのですが、少しでもちょっと移すことによって、守られる部分もあるのかなと思って、ここのお答えをお願いしたいのですが。

○事業者 はい、事業者、三井不動産より御回答させていただきます。

まさに今こちらに記載させていただいた内容というのは、ラグビー場の規格と言いますか、要件として満たさなければいけないフィールドの大きさという部分がございます。

それに含めて、併せて以前の8月の審議会の評価書案にも書かせていただいておりますが、第1期、第2期というように、ラグビー場の工期が分かれています。それは段階の建替えに伴いまして、第1期でまず1つのラグビー場を完成させまして、その第1期の後は明治神宮の野球場がまだ残っている状態が維持されてしまうものですから、明治神宮の野球場とラグビー場が南北にちょうど並ぶ形になります。

そうなりますと、なかなか南に敷地のフィールドを当てはめていきますと、南に寄せていけない事情もございまして、なかなか配置の変更が難しいというような形での御説明をさせていただいております。

ちょっと言葉足らずの部分もありまして失礼いたしました。

○森川委員 分かりました。物理的に難しいということなんですね。

○事業者 はい。ただ、可能な限り南に何かできないのか、また、北側の壁面の部分を削ることで、少しでも樹木を生かせないのかという部分について、ラグビー場の設計者と共に検討進めてまいっております。

○森川委員 ありがとうございます。

○柳会長 続いて、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 今日では改めて評価書素案を拝見させていただいて、コメントを1点残させていただければと思っています。

評価書素案の555ページで、温室効果ガスのまとめのところだと思うのですが、網掛けの部分で地域冷暖房の詳細が明らかになったらと書かれていて、地域冷暖房のことだけしか書かれていないようです。

これはもしかすると、次の報告のタイミングがその地域冷暖房が決まってきたらというようなことだというようなことで、こういう書き方をしてくださっているのかもしれないですが、事業全体のことを考えると、地域冷暖房に限らず、自然エネルギー利用やその他建築の設計であるとか設備の導入に伴って、エネルギー消費量が明らかになってくると思いますので、そういったような詳細が決まってきましたら、予測に反映するとともに必要に応じて御報告をお願いできればと考えています。

これは、現在ゼロエミッションであるとかカーボンニュートラルに向けて、東京都だけでなく、国全体としても様々な取組みをしているところですので、本事業においても温室効果ガス削減に向けて、最大限の努力をしていただきたいということとともに、それを分かるような形でお示しいただけるように、改めてお願いできればと思っています。よろしくお願いいたします。

○柳会長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、特に設備関係につきましては、ある程度設計が進捗していかないと、詳細のところに入っていかないと、具体的な設備、機器とかその数値等がなかなか決まっていこないという現状があります。

どのタイミングで報告するかというのもあるかと思うのですが、そこら辺の方針が決まりましたら、なるべく早い段階で審議会に御報告させていただければと思います。

○堤委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

それでは、齋藤第一部会長、お願いいたします。

○齋藤第一部会長 はい、手短に行きたいと思います。

情報公開に関して一生懸命やられていて、自らの調査結果等々を公開されるようになって非常によいことだなと思っています。努力に感謝申し上げたいと思います。

まだ皆さんが懸念されているところもまだまだあって、例えば、今度根系調査をやられる

ときの調査結果が、こういった報告書に出てくるとかいうことは、おそらくインターネット
というかホームページにも公開されると思いますので、そのことについてどういう判断を下
すのか。

その判断の妥当性について、都民の方々、国民が広く懸念を持っておられると思いますの
で、そういったところで、共につくっていくという協創という考え方から言えば、そういつ
た判断のところに関して十分な意見交換ができるような形をぜひ取っていただきたいと思
います。これはお願いでございます。

○柳会長 お願いということですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○事業者 はい、かしこまりました。御意見ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財なのですが、やはり齋藤部会長と同じく、周知活動と言いますか、
この事業を見守っている都民の皆さんの状況とともに、その公開周知について少し意見させ
てください。

こちらについては、これからされる調査の結果と、この計画変更とか計画の見直しに対す
るタイミングの問題も、多分皆さん気にされていると思います。

その上で、以前はなるべく早い周知をとということでお願いしたかと思うのですが、その調
査結果がどれだけ反映されるのかとかいったこと、調査は調査で行ってということではなく
てとお考えだと思いますので、その辺りのことを「丁寧に」と書かれておりましたが、やは
り、より丁寧にお示しいただきたいと考えております。

それから、ちょっと先ほどのラグビー場の位置ではないのですが、本事業のPFI事業で
まだ事業者が決定していない段階から審議が進んでおりましたので、なかなかその辺の具
体的な設計との兼ね合いというところも、やはりこれもタイミングの問題というのがあります
ので、できるだけどういう進捗状況で調査をやって、それがどう反映されていくのかとい
うところのそのタイミングについても示しいただきたいと思っております。

ホームページ拝見させていただきましたも、結果を時系列順に並べておりますので、分か
りやすくはされていると思うのですが、結果は結果で、時系列で、PFI事業はPFI事業
でというよりは、そのタイミングのその兼ね合いみたいなところを少し示していただけると、
都民の方も安心があるのかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。

まさに情報公開という観点で、今のホームページが全てわかりやすくご提供できているか

という部分につきましては、なかなか至らぬ点があろうかと思えますし、我々事業者としても反省しているところでもあります。

やはり、そこはよりよく、水本委員がおっしゃっていただいたように、いつのタイミングでどういったものが行われるので、そういったタイミングでこういう情報を公開すると言ったところのマイルストーンであったりというところが、今後お示しできると、そういったところの不安を払しょくできるかなとは考えております。

御意見としていただきまして参考とさせていただければと考えております。ありがとうございます。

○水本委員 ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

根系調査に関連して、日本エコモスさんとか外の専門家の方と共同で、根系調査等をやっ
ていかれるということをお伺いしましたが、それはどのような形で今後進んでいかれる
のでしょうか。

○事業者 はい、根系調査自体は、日本エコモス委員さんと一緒にやるということは今考え
ておりません。

事業者といたしましては、樹木医、また専門家と共に、責任をもって調査を実施させてい
ただきますので、その調査を実施した結果につきましては、本審議会でも報告をいたします
し、プロジェクトサイトなどでも情報公開に努めてまいりたいと考えております。

○柳会長 それでは、事業者の皆様、いろいろ御回答をありがとうございました。

それでは、事務局から、今後のスケジュール等について発言をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは事務局から御説明いたします。

ただいまの助言等にもありましたとおり、本件のイチョウの根系調査の結果は、今後、事
後調査報告書として提出していただき、調査審議を行っていく予定です。

委員の皆様、事業者の皆様、そういう予定でよろしくをお願いいたします。

○柳会長 今事務局から御説明がありましたが、いちょう並木の保全に関しまして、今後事
業者等が行うイチョウの根系調査につきましては、場合によっては神宮球場等の計画とか変
更に関わる調査でもありますので、根系調査が終わった段階で、直ちに事後調査報告をして
いただいて、それについての調査審議を行っていきたいと考えております。

本来、事後調査報告といえますのは、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後にお
いて、環境保全措置の実施状況等を調査して報告いただくというものでありますが、今回は

調査の時期的に評価書にその結果を反映できていないという状況ですので、事後調査結果報告という形をとって対応させていただくということでございます。

そのような対応でよろしいでしょうか。

特に異存はないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、受理報告についてはこれで終わります。

その他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出してください。

○樺野アセスメント担当課長 事業者の方、退室をお願いいたします。

(事業者退室)

(傍聴人退室)

(午後 0 時 49 分閉会)